

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」の改定について

大阪府北部を震源とする地震の被害状況や国における耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物）の目標設定、さらには南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率が70~80%に引き上げられた切迫した状況を踏まえ、更なる耐震化の取組みについて、平成30年7月に大阪府耐震改修促進計画審議会へ諮問、審議会答申を得て、同戦略を改定

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」の概要

耐震改修促進法及び国土交通大臣の定める基本方針に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、目標及び施策等に関する事項を定めた計画

○計画期間 平成28年度から平成37年度(2025年度) 下線は今回の改定により追加

○目標

耐震化率（府民みんなでめざそう値）

- ① 住宅 平成37年(2025年)までに95%
- ② 多数の者が利用する建築物 平成32年(2020年)までに95%
- ②-1 大規模建築物 平成37年(2025年)を目途におおむね解消
- ③ 広域緊急交通路沿道建築物 平成37年(2025年)を目途におおむね解消

具体的な目標

- 1-1 木造住宅 ・耐震性不足の約39万戸に確実な普及啓発
- 1-2 分譲マンション・旧耐震基準の約15万戸に確実な普及啓発
- 2 多数の者が利用する建築物
 - ・耐震性不足の約5千棟に確実な普及啓発
- 2-1 大規模建築
 - ・耐震性不足の全てを対象に効果的な働きかけ
 - ・特に公共性の高い病院や学校、避難場所として利用可能なホテル・旅館などは特に優先して耐震化
- 3 広域緊急交通路沿道建築物
 - ・耐震性不足の全てを対象に効果的な働きかけ
 - ・耐震性の特に低い建築物と特に優先すべき路線の沿道建築物を優先して耐震化

○目標達成のための具体的な取組み

木造住宅、分譲マンション、多数の者が利用する建築物、大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物、府有建築物、大阪府住宅供給公社、その他

○その他関連施策の促進

ブロック塀等の安全対策、居住空間の安全性の確保、2次構造部材の安全対策、長周期地震動の対応、ハザードマップの活用

改定のポイント

1 耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物）について、国の目標設定や診断結果等の厳しい状況を踏まえ、新たな目標を追加

耐震化率（府民みんなでめざそう値）

- ②-1 大規模建築物
 - ：平成37年(2025年)を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消
- ③広域緊急交通路沿道建築物
 - ：平成37年(2025年)を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消

2 大阪府北部地震の被害及び新たな目標設定を踏まえ「目標達成のための具体的な取組み」「その他関連施策の促進」の取組みを強化

- 木造住宅
 - ・手続きの簡素化及びリフォームや中古住宅の流通の機会を捉えた補助制度の活用
- 大規模建築物
 - ・使用しながらの耐震改修工事や耐震化の手法の分かりやすい説明による強力な働きかけ
- 広域緊急交通路沿道建築物
 - ・所有者や建物の実態を把握し、多様な課題に対応した実効力のある支援策を検討
 - ・分譲マンションの大規模修繕時の耐震化や工事中の移転先確保の支援策を検討
- 府有建築物
 - ・天井等の2次構造部材の耐震対策の積極的な推進、ブロック塀の安全対策を早急に完了
- ブロック塀等
 - ・安全対策の普及啓発、所有者の負担軽減のための支援、行政による建築基準法に基づく指導等による総合的な安全対策
 - ・避難路等の沿道の一定規模以上のブロック塀等の耐震診断義務付け制度の活用を検討